

鳥取県告示第689号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町本郷字天王谷下モ家ノ上エ621の2、字天王行岸623、字天王谷2126、2130、字古屋敷907の1から907の3まで、908、909、字野路谷ヒナ平2066

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）